## みなべ町公衆無線LAN利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町民及び来訪者が情報収集の利便性を図ることを目的として、本町が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

- 第2条 無線LANを利用することができる施設は、別表のとおりとする。ただし、災害 発生時やイベント等町長が特に必要があると認めた場合は、これを変更して使用するこ とができる。
- 2 無線LANを利用する者(以下「利用者」という。)は、本規程に同意したものとみ なす。
- 3 無線LANを利用するための本町への申請等は不要とする。
- 4 無線LANの利用料金は、無料とする。

(無線LANの利用)

- 第3条 無線LANを利用するための通信機器(以下「パソコン等」という。)は、利用者が準備するものとする。
- 2 利用者が準備したパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者 が準備するものとする。
- 3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11年法律第128号)その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 4 無線LANを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 5 無線LANへ接続するパソコン等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。
- 6 その他利用方法については、利用施設の指示に従うものとする。 (利用の停止)
- 第4条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することな く、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。
  - (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規程に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると町長が判断した場合 (禁止事項)
- 第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 専ら営利を目的とした事業を行う行為
  - (2) 第三者、他の利用者若しくは本町に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を 提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (6)性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) ID及びパスワードを不正に使用する行為

- (8) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LA Nに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9)通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又 は町長が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって本町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、本町は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止及び変更)

- 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できる ものとする。
- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を行う場合
- (2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3)無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について も、理由を問わず、本町は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 本町は、利用者の承諾なしに無線LANの内容を変更できるものとする。 (免責)
- 第7条 町長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報 等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない ものとする。
- 2 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は 収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウィルス感染等に よる被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害につ いて、本町は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線LAN接続可能機器の種類、システムソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、本町は、一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争 等について、本町は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 町長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

## 別表(第2条関係)

利用施設	利用日	利用時間	
みなべ町立図書館	開館日と同じ	午前10時20分から 午後6時20分まで	
みなべ町生涯学習センター	開館日と同じ	開館時間と同じ	
高城公民館	開館日と同じ	開館時間と同じ	